

「笠間市公共下水道条例及び施行規則の改正」及び「笠間市都市下水路管理条例の改正」の案の概要

1. 趣 旨

下水道法（昭和33年法律第79号）第7項第2項で定める「公共下水道の構造の技術上の基準」及び第21条第2項で定める「終末処理場の維持管理に関する基準」並びに第28条第2項で定める「都市下水路の維持管理基準」について、標記の条例を改正するものです。

2. 条例策定の考え方

これまでの国の定めた基準により適切に管理、整備がなされていたことから、同内容の基準を条例に組み込むこととします。

3. 現行基準

（下水道施行令第5条の7～第5条の11及び第13条並びに第18条）

- 公共下水道又は流域下水道の構造の基準
- 排水施設及び処理施設に共通する構造の基準
- 排水施設の構造の基準
- 処理施設の構造の基準
- 適用除外
- 終末処理場の維持管理
- 都市下水路の維持管理の基準

4. 関連して改正する施行規則

（下水道法施行令に基づく国土交通大臣が定める措置等）

- 公共下水道の構造の技術上の基準に関する用語の定義
- 生活環境の保全又は人の健康の保護が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設
- 耐震性能
- 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように講ずる措置
- 配水管の内径及び排水渠の断面積を定める数値
- 処理施設の構造において生活環境の保全又は人の健康の保護に支障がないように講ずる措置
- 終末処理場の維持管理において生活環境の保全又は人の健康の保護に支障がないよう講ずる措置